

務	00	01	30年
(令和37年3月末まで保存)			

運免第727号

令和6年11月28日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

### 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等について

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第98号。以下「改正府令」という。）及び交通の方法に関する教則の一部を改正する告示（令和6年国家公安委員会告示第48号）が令和6年11月13日に公布され、令和7年4月1日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、改正府令等が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

#### 1 趣旨

令和7年11月以降、新たに製作される総排気量50cc以下で設計最高速度が50km/hを超える一般原動機付自転車に対し、大気環境保護と国際基準調和の観点から、新たな排ガス規制が適用開始されることとなった。

当該規制をクリアする一般原動機付自転車の開発は困難であり、取得が容易な原動機付自転車免許（以下「原付免許」という。）で運転することができる、総排気量50cc以下の一般原動機付自転車の区分に該当する原動機付自転車（以下「現行原付」という。）の国内での生産・販売の継続が、今後、困難となることを受けて、警察庁において、総排気量125cc以下の二輪車の最高出力を現行の原付と同等レベルの4.0 kW以下に制御した二輪車（以下「新基準原付」という。）を原付免許で運転することについて、車両の走行評価や関係者からのヒアリング等を行うなどして検討を行った。

その結果、新基準原付は現行原付と同程度に容易かつ安全に運転することができるため、両者を同じ運転免許区分とすることが適當と評価されたことを受け、二輪車の車両区分が見直されたものである。

#### 2 内容

構造上出すことができる最高出力を4.0kW以下に制御した総排気量125cc以下の二輪車を、現在は総排気量50cc以下とされている一般原動機付自転車と新たに区分する（改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の2）

### 3 参考

改正府令と同日付で、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令99号）が公布、施行されている。これにより、改正府令と同様に、最高出力が4.0kW以下の総排気量125cc以下の二輪車は、第二種原動機付自転車ではなく、現在は総排気量50cc以下とされている第一種原動機付自転車と新たに区分されることとなるので、参考とされたい。

（参考資料）

改正府令、省令及び教則の官報の写し

担当 運転免許課企画係

## ○内閣府令第九十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十号イの規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十一月十三日

内閣総理大臣 石破 茂

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令  
道路交通法施行規則（昭和三十五年總理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（一般原動機付自転車の総排気量等の大きさ）</p> <p>第一条の二 法第二条第一項第十号イの内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものについて、総排気量については〇・〇五〇リットル（二輪のもののうち、構造上出しができる最高出力が四・〇キロワット以下の場合を除く）のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル（二輪のもののうち、構造上出しができる最高出力が四・〇キロワット以下の場合を除く）のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。</p>	<p>（一般原動機付自転車の総排気量等の大きさ）</p> <p>第一条の二 法第二条第一項第十号イの内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものについて、総排気量については〇・〇五〇リットル（二輪のもののうち、構造上出しができる最高出力が四・〇キロワット以下の場合を除く）のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。</p>

## 附 則

この府令は、令和七年四月一日から施行する。

## ○国土交通省令第九十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第一条第三項及び第二百四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月十三日

国土交通大臣 中野 洋昌

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

## 改正後

## (原動機付自転車の範囲及び種別)

## 第一条 道路運送車両法(昭和二十六年法律

第一百八十五号。以下「法」という。)第二条  
第三項の総排気量又は定格出力は、次のとおりとする。

一 内燃機関を原動機とするものであつて、二輪を有するもの(側車付のものを除く。以下同じ。)にあつては、その総排気量は〇・一二五リットル以下、その他ものにあつては〇・〇五〇リットル以下

## 改正前

## (原動機付自転車の範囲及び種別)

## 第一条 道路運送車両法(昭和二十六年法律

第一百八十五号。以下「法」という。)第二条  
第三項の総排気量又は定格出力は、左のとおりとする。

一 内燃機関を原動機とするものであつて、二輪を有するもの(側車付のものを除く。以下同じ。)にあつては、その総排気量は〇・一二五リットル以下、その他ものにあつては〇・〇五〇リットル以下

## 3・4 (略)

5 第一項の認定を受けた者は、当該型式の検査対象外軽自動車等を譲渡する場合に、当該検査対象外軽自動車等が道路運送車両の保安基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、当該検査対象外軽自動車等に第十六号様式による

## 3・4 (略)

5 第一項の認定を受けた者は、当該型式の検査対象外軽自動車等を譲渡する場合に、当該検査対象外軽自動車等が道路運送車両の保安基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、当該検査対象外軽自動車等に第十六号様式による

## 3・4 (略)

## 3・4 (略)

又は定格出力を表示しなければならない。

を超え〇・一二五リットル以下であり、かつ、最高出力が四・〇キロワット以下のものにあつては、総排気量及び最高出力(又は定格出力(以下「総排気量等」という。))を表示しなければならない。

## 6・7 (略)

## (原動機付自転車用原動機の型式認定)

## 第六十七条 (略)

## 2 (略)

3 第一項の型式認定は、当該原動機の総排気量等が第一條に規定する範囲内にあるかどうかを判定することによつて行う。

## 6・7 (略)

## (原動機付自転車用原動機の型式認定)

## 第六十七条 (略)

## 2 (略)

3 第一項の型式認定は、当該原動機の総排気量又は定格出力が第一條に規定する範囲内にあるかどうかを判定することによつて行う。

## 6 (略)

## 4 (略)

5 第一項の型式認定を受けた者は、当該型式の原動機に第二十三号様式による型式認定番号標及び総排気量等を表示しなければならない。

6 (略)

## 4 (略)

5 第一項の型式認定を受けた者は、当該型式の原動機に第二十三号様式による型式認定番号標及び総排気量又は定格出力を表示しなければならない。

## 6 (略)

## 4 (略)

## 2 (略)

## 3 (略)

## 4 (略)

## 5 (略)

## 6 (略)

## 7 (略)

## 8 (略)

## 9 (略)

## 10 (略)

## 11 (略)

## 12 (略)

## 13 (略)

## (検査対象外軽自動車等の型式認定)

## (検査対象外軽自動車等の型式認定)

## 第一項 (略)

## 附則

## 施行期日

## 附則

## 第一項 この省令は、公布の日から施行する。

## 経過措置

## 第一項 この省令は、公布の日から施行する。

## 第二項 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の道路運送車両法施行規則(以下「旧規則」という。)第一條第二項に規定する原動機付自転車であるもの(旧規則第六十二条の三第一項の認定又は旧規則第六十七号第一項の型式認定(次項において「旧型式認定等」という。)を受けないものであつて、この省令の施行後に新たに運行の用に供するものを除く。)の種別については、この省令による改正後の道路運送車両法施行規則(次項において「新規則」という。)第一條第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

## 第二項 この省令の施行の際現に旧規則第一條第二項に規定する第二種原動機付自転車に係るものに限る。)に係る新規則第六十二条の三第五項から第七項まで又は第六十一条第五項及び第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

## 第三項 この省令の施行の際現に旧規則第一條第二項に規定する第二種原動機付自転車に係るものに限る。)に係る新規則第六十二条の三第五項から第七項まで又は第六十

## 二 (略)

## 三 (略)

## 四 (略)

## 五 (略)

## 六 (略)

## 七 (略)

## 八 (略)

## 九 (略)

## 十 (略)

## 十一 (略)

## 十二 (略)

## 十三 (略)

## 十四 (略)

## 十五 (略)

## 十六 (略)

## 十七 (略)

## 十八 (略)

## 十九 (略)

## 二十 (略)

## 二十一 (略)

## 二十二 (略)

## 二十三 (略)

## 二十四 (略)

## 二十五 (略)

## 二十六 (略)

## 二十七 (略)

## 二十八 (略)

## 二十九 (略)

## 三十 (略)

## 三十一 (略)

## 三十二 (略)

## 三十三 (略)

## 三十四 (略)

## 三十五 (略)

## 三十六 (略)

## 三十七 (略)

## 三十八 (略)

## 三十九 (略)

## 四十 (略)

## 四十一 (略)

## 四十二 (略)

## 四十三 (略)

## 四十四 (略)

## 四十五 (略)

## 四十六 (略)

## 四十七 (略)

## 四十八 (略)

## 四十九 (略)

## 五十 (略)

## 五十一 (略)

## 五十二 (略)

## 五十三 (略)

## 五十四 (略)

## 五十五 (略)

## 五十六 (略)

## 五十七 (略)

## 五十八 (略)

## 五十九 (略)

## 六十 (略)

## 六十一 (略)

## 六十二 (略)

## 六十三 (略)

## 六十四 (略)

## 六十五 (略)

## 六十六 (略)

## 六十七 (略)

## 六十八 (略)

## 六十九 (略)

## 七十 (略)

## 七十一 (略)

## 七十二 (略)

## 七十三 (略)

## 七十四 (略)

## 七十五 (略)

## 七十六 (略)

## 七十七 (略)

## 七十八 (略)

## 七十九 (略)

## 八十 (略)

## 八十一 (略)

## 八十二 (略)

## 八十三 (略)

## 八十四 (略)

## 八十五 (略)

## 八十六 (略)

## 八十七 (略)

## 八十八 (略)

## 八十九 (略)

## 九十 (略)

## 九十一 (略)

## 九十二 (略)

## 九十三 (略)

## 九十四 (略)

## 九十五 (略)

## 九十六 (略)

## 九十七 (略)

## 九十八 (略)

## 九十九 (略)

## 一百 (略)

## 一百一 (略)

## 一百二 (略)

## 一百三 (略)

## 一百四 (略)

## 一百五 (略)

## 一百六 (略)

## 一百七 (略)

## 一百八 (略)

## 一百九 (略)

## 一百十 (略)

## 一百十一 (略)

## 一百十二 (略)

## 一百十三 (略)

## 一百十四 (略)

## 一百十五 (略)

## 一百十六 (略)

## 一百十七 (略)

## 一百十八 (略)

## 一百十九 (略)

## 一百二十 (略)

## 一百二十一 (略)

## 一百二十二 (略)

## 一百二十三 (略)

## 一百二十四 (略)

## 一百二十五 (略)

## 一百二十六 (略)

## 一百二十七 (略)

## 一百二十八 (略)

## 一百二十九 (略)

## 一百三十 (略)

## 一百三十一 (略)

## 一百三十二 (略)

## 一百三十三 (略)

## 一百三十四 (略)

## 一百三十五 (略)

## 一百三十六 (略)

## 一百三十七 (略)

## 一百三十八 (略)

## 一百三十九 (略)

## 一百四十 (略)

## 一百四十一 (略)

## 一百四十二 (略)

## 一百四十三 (略)

## 一百四十四 (略)

## 一百四十五 (略)

## 一百四十六 (略)

## 一百四十七 (略)

## 一百四十八 (略)

## 一百四十九 (略)

## 一百五十 (略)

## 一百五十一 (略)

## 一百五十二 (略)

## 一百五十三 (略)

## 一百五十四 (略)

## 一百五十五 (略)

## 一百五十六 (略)

## 一百五十七 (略)

## 一百五十八 (略)

## 一百五十九 (略)

## 一百六十 (略)

## 一百七十一 (略)

## 一百七十二 (略)

## 一百七十三 (略)

## 一百七十四 (略)

## 一百七十五 (略)

## 一百七十六 (略)

## 一百七十七 (略)

## 一百七十八 (略)

## 一百七十九 (略)

## 一百八十 (略)

## 一百八十一 (略)

## 一百八十二 (略)

## 一百八十三 (略)

## 一百八十四 (略)

## 一百八十五 (略)

## 一百八十六 (略)

## 一百八十七 (略)

## 一百八十八 (略)

## 一百八十九 (略)

## 一百九十 (略)

## 一百九十一 (略)

## 一百九十二 (略)

## 一百九十三 (略)

## 一百九十四 (略)

## 一百九十五 (略)

## 一百九十六 (略)

## 一百九十七 (略)

## 一百九十八 (略)

## 一百九十九 (略)

## 一百二十 (

## ○国家公安委員会告示第四十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第二百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十二年国家公安委員会告示第二号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和六年十一月十一日

国家公安委員会委員長 坂井 学

次の表により、改正前欄に掲げる規定の後綴を付した部分を、それに該当する改正後欄に掲げる規定の後綴を付した部分のようにならぬ。

改 正 後	改 正 前
<b>第2章 歩行者の心得</b>	<b>第2章 歩行者の心得</b>
注2 一般原動機付自転車……二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については <u>50cc以下</u> （二輪のもののうち、構造上出しができる最高出力が4.0キロワット以下の原動機を有するものにあつては、125cc以下）、定格出力については0.60キロワット以下、その他のものにあつては、総排気量については20cc以下、定格出力については0.25キロワット以下の総排気量又は定格出力を有する原動機付自転車であつて、特定小型原動機付自転車に該当するもの以外のものをいいます。	注2 一般原動機付自転車……二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については <u>50cc以下</u> 、定格出力については0.60キロワット以下、その他のものにあつては、総排気量については20cc以下、定格出力については0.25キロワット以下の総排気量又は定格出力を有する原動機付自転車であつて、特定小型原動機付自転車に該当するもの以外のものをいいます。
[注3・注4 略]	[注3・注4 同左]
用語のまとめ	用語のまとめ
注1 [略]	注1 [同左]
注2 一般原動機付自転車……二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については <u>50cc以下</u> （二輪のもののうち、構造上出しができる最高出力が4.0キロワット以下の原動機を有するものにあつては、125cc以下）、定格出力については0.60キロワット以下、その他のものにあつては、総排気量については20cc以下、定格出力については0.25キロワット以下の総排気量又は定格出力を有する原動機付自転車であつて、特定小型原動機付自転車に該当するもの以外のものをいいます。	注2 一般原動機付自転車……二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については <u>50cc以下</u> 、定格出力については0.60キロワット以下、その他のものにあつては、総排気量については20cc以下、定格出力については0.25キロワット以下の総排気量又は定格出力を有する原動機付自転車であつて、特定小型原動機付自転車に該当するもの以外のものをいいます。
[注3～注9 略]	[注3～注9 同左]
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

## 附 則

この告示は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第九十八号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。